

## 和泊町告示第 11-2 号

和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金給付要綱を次のように定める。

令和 5 年 2 月 15 日

和泊町長 前 登志朗

### 和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金 給付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し、和泊町補助金等交付規則(平成 22 年和泊町規則第 18 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 支援金は、新型コロナウイルス感染症等により起因する原油価格の高騰の影響を受ける和泊町海洋療法施設タラソおきのえらぶ（以下「施設」という。）に係る指定管理者に対して、予算の範囲内において支援金を給付し、指定管理者の施設運営に係る負担を軽減することを目的とする。

(給付対象者等)

第 3 条 支援金の給付を受けることができる者は、施設に係る指定管理者で、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 和泊町海洋療法施設タラソおきのえらぶの指定管理者であること。
- (2) 和泊町海洋療法施設タラソおきのえらぶ指定管理基本協定書に定める指定期間において、引き続き指定管理者として管理、運営を継続する意思があること。

(支援金の額)

第 4 条 支援金の額は、令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月と令和 2 年 3 月から令和 3 年 2 月の同月比の 1 リットルあたりの燃料費の差額に令和 4 年 3 月から令和 5 年 2 月までの各月の燃料使用量を乗じた合計額とし、予算の範囲内において給付する。

(給付申請)

第 5 条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和 5 年 3 月 10 日までに、和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金給付申請書兼請求書(第 1 号様式)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 原油価格高騰の影響を受けた燃料費を証する書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(給付決定等)

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにこれを審査し、相当と認めるときは、和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金給付決定及び確定通知書(第2号様式)により申請者に通知し、支援金を給付するものとする。

2 町長は、前項の審査の結果、支援金を給付することが適当でないと認めるときは、別途申請者に通知するものとする。

(給付決定の取消し等)

第7条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の給付決定を受けたときは、支援金の給付決定を取り消し、又は既に交付した支援金を返還させるものとする。

#### 附 則

1 この要綱は、令和5年2月15日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日をもって効力を失う。

第1号様式（第5条関係）  
（表面）

年 月 日

和泊町長 殿

事業所所在地：和泊町

指定管理者名：

代表者氏名： 印

電話番号：

和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金  
給付申請書兼請求書

和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金の給付を受けたいので、和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金給付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 申請額兼請求額 円

2 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	1. 普通 2. 当座 (該当するものに○)	口座番号 (右詰め)	
フリガナ			
口座名義人			

申請者名義（法人名義）の口座を記載してください。

（注）ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入すること。

(裏面)

### 3 給付金額の確認

令和4年3月から令和5年2月までの期間と令和2年3月から令和3年2月までの同月比の1リットルあたりの燃料費の差額に各月の燃料使用量を乗じた合計額とする。

月	①令和4年3月から 令和5年2月の 燃料単価	②令和2年3月から 令和3年2月の 燃料単価	③ ①-②(差額)	④燃料使用量	⑤ ③×④ (差額)×(使用量)
3月	円	円	円	ℓ	円
4月	円	円	円	ℓ	円
5月	円	円	円	ℓ	円
6月	円	円	円	ℓ	円
7月	円	円	円	ℓ	円
8月	円	円	円	ℓ	円
9月	円	円	円	ℓ	円
10月	円	円	円	ℓ	円
11月	円	円	円	ℓ	円
12月	円	円	円	ℓ	円
1月	円	円	円	ℓ	円
2月	円	円	円	ℓ	円
			合計	ℓ	円

○ 添付書類 (※全て必要です。)

- (1) 令和4年3月から令和5年2月までの月毎の燃料単価及び燃料使用量の確認できる書類 (領収書の写し等)
- (2) 令和2年3月から令和3年2月までの月毎の燃料単価の確認できる書類 (領収書の写し等)

第2号様式(第6条関係)

第 年 月 日  
号

様

和泊町長 印

和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金  
給付決定及び確定通知書

年 月 日付けで申請のあった和泊町新型コロナウイルス感染症対策  
海洋療法施設事業継続支援金の給付については、下記のとおり決定及び  
確定しましたので通知します。

記

1 支援金

支援金の額 金 円

2 給付の条件

和泊町新型コロナウイルス感染症対策海洋療法施設事業継続支援金給付  
要綱及び和泊町補助金等交付規則を遵守すること。